

「福岡県ホームレス自立支援実施計画（第4次）」に 掲げる取組の評価書

令和5年11月

福岡県

目次

はじめに	1
(1) 総合的な相談体制の構築	2
(2) 保健・医療の確保	5
(3) 安定した居住の場所の確保	7
(4) 就業活動の支援	11
(5) 総合的な自立支援を図る場の確保	14
(6) 生活保護法による保護の実施等	18
(7) ホームレス問題への理解促進と人権尊重への取組	20
(8) 地域における生活環境の確保	23
(9) 民間団体等との連携の強化	25
(10) ホームレスとなることを防止する取組	27

はじめに

本県においては、平成16年3月に「福岡県ホームレス自立支援実施計画(第1次)」、平成21年3月に「福岡県ホームレス自立支援実施計画(第2次)」、平成26年3月に「福岡県ホームレス自立支援実施計画(第3次)」、平成31年3月に「福岡県ホームレス自立支援実施計画(第4次)」(以下「実施計画(第4次)」という。)を策定し、関係機関及び民間支援団体と連携のもとホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

県内のホームレス数については、ピーク時の1,237人(平成21年1月)から213人(令和5年1月)へと1,024人(82.8%)減少してきている。一方、令和3年11月に実施したホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)によれば、ホームレスの高齢化や路上(野宿)生活期間の長期化が一層進んでいる傾向にあることが認められるとともに、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層も存在するものと考えられる。

このような中、国は、10年間の時限立法であった「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)」の期限を平成24年6月に5年間、平成29年6月に10年間延長し、また、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(令和5年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。)」を策定した。

本評価書は、国の示す基本方針及び本県「実施計画(第4次)」で定める計画期間である5年間を経過しようとしているため、「実施計画(第4次)」のうち施策部分について評価を行い、次期実施計画に反映させることを目的とする。

本評価書においては、「実施計画(第4次)」に定めた「施策の基本的な考え方」(県及び市町村に共通した課題)及び「具体的施策及びその内容」(県が実施主体となって実施する施策)を記載し、これに対する評価及びその内容を記載している。

(1) 総合的な相談体制の構築

施策	(1) 総合的な相談体制の構築	具体的施策	担当課
		ア 総合相談体制の充実 イ 専門相談機関等の情報提供 ウ 自立に向けた支援の充実	保護・援護課
施策の基本的な考え方 (課題)	ホームレスに至る要因やその抱える問題はさまざまである。このため、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の個々のニーズに的確に応えられるよう、関係機関及び民間団体等が相互に連携した総合的な相談体制を構築していく必要がある。		
具体的施策及びその内容 (県の施策)	<p>ア 総合相談体制の充実</p> <p>保健福祉（環境）事務所及び自立相談支援事務所を中心として、NPO等、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、社会福祉士会、救護施設等社会福祉施設、公営住宅管理者及び公共施設管理者等が相互に連携して、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者からの相談に総合的に対応する。</p> <p>また、県内のホームレスについては、政令指定都市及び中核市に集中している現状にかんがみ、適宜その状況を把握していくとともに、地域の実情に応じた相談支援活動の充実についても検討する。また、相談支援活動の際、必要に応じて、障がい福祉をはじめとする福祉施策や精神保健福祉センター等の専門機関との連携を図り、保健師等の専門職の活用等についても検討する。</p> <p>【評価】</p> <p>■ 成果があり継続して実施 □ 工夫して継続実施 □ 見直しが必要</p> <p>【説明】</p> <p>県及び各市の福祉事務所、自立相談支援事務所を中心に、ホームレスから相談があった場合は、生活保護、自立相談支援等による必要な対応を継続実施したことで、ホームレス数の減少に繋がった。</p> <p>【県内ホームレス数：H30.1（252人）→R5.1（213人）】</p> <p>巡回相談については、ホームレス数が多い両政令市及び中核市において市が実施。それ以外の市町村では、ホームレス数が少数であることから巡回相談は行っていない。今後も、地域の実情に応じた対応を検討していく。</p> <p>【政令市及び中核市を除くホームレス数：H30.1（4人）→R5.1（3人）】</p>		

イ 専門相談機関等の情報提供

上記の相談支援活動において、相談結果に基づいて救護施設への入所指導、社会福祉施設の利用案内等のほか、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談機関の紹介等の具体的な指導を行うとともに、職業安定機関の関係機関への相談につなげる。

【評価】

成果があり継続して実施 工夫して継続実施 見直しが必要

【説明】

各種制度のパンフレット及びリーフレットを市町村、市町村社会福祉協議会等に配布し、仕事、住まい及び生活に関する相談支援制度及び相談先等の周知を図った。また、県保健福祉（環境）事務所に相談があった場合には、必要に応じて、救護施設への措置、ハローワークやNPO等関係団体の情報提供を行った。

平成27年4月の生活困窮者自立支援法施行後は、県保健福祉（環境）事務所に加え、自立相談支援事務所を中心に、関係する相談・支援機関との連携を図り、多重債務をはじめとする生活困窮者が抱える多様な課題への対応を行うなど、相談体制を強化した。

ウ 自立に向けた支援の充実

困窮者支援法に基づく相談支援においては、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者の個々のニーズに応じた支援方針を立て、個別の支援策につなげることとしている。その具体的支援策として、一時生活支援事業や就労準備支援事業などの充実を図るとともに、その広域実施に向けた検討を行う。

【評価】

成果があり継続して実施 工夫して継続実施 見直しが必要

【説明】

市町村、民生委員等の関係機関への各種制度の周知、窓口リーフレットのコンビニへの配架など、ホームレスを含む生活困窮者に関する相談体制を広く周知した。

今後の課題	<p>県内のホームレス数は減少傾向にあるが、都市部においては依然として多数確認されているため、今後も都市部関係部局との連携を図っていく必要がある。</p> <p>また、ホームレス等に対して個々の状況に応じた支援を実施するため、任意事業となっている一時生活支援事業及び就労準備支援事業について、引き続き共同実施も含めた働きかけを行う必要がある。</p>
-------	---

(2) 保健・医療の確保

施策	(2) 保健・医療の確保	具体的施策	担当課
		ア 健康相談、保健指導の実施	健康増進課
		イ 医療機関等との連携の促進	障がい福祉課 保護・援護課
		ウ 結核対策の効果的な推進	がん感染症疾病対策課
施策の基本的な考え方 (課題)	<p>ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスの現状を踏まえ、健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進するとともに、疾病の予防・検査、慢性病の治療等が包括的に行えるよう保健医療及び福祉の連携・協力体制を強化し、救急搬送に至ることのないよう早期治療を確保していく必要がある。</p>		
具体的施策及びその内容 (県の施策)	<p>ア 健康相談、保健指導の実施</p> <p>保健福祉（環境）事務所は、ホームレスの疾病の発見や健康維持・改善のため、市町村等との連携を図りながら、ホームレスの個々の状況やニーズに応じた健康相談、保健指導等を行う。</p> <p>【評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要</p> <p>【説明】</p> <p>県保健福祉（環境）事務所において、市町村等からの連絡等があった場合は、健康相談・保健指導等を行い、必要に応じて関係機関に繋げることとしている。</p>		
	<p>イ 医療機関等との連携の促進</p> <p>治療の必要があると思われるホームレスを発見した場合に当該ホームレスが適切な治療を受けられるよう、無料低額診療事業を行う施設の活用や、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う等、保健福祉（環境）事務所及び関係福祉事務所と医療機関との連携を促進する。</p> <p>また、退院後に通院治療が必要な者に対しては、住居への入居の支援や社会福祉施設等への入所の検討を行い、適切な通院治療の確保に努める。</p>		

	<p>【評価】 <input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要</p> <p>【説明】 県内に、無料低額診療事業を実施している施設（R5.3現在）が27施設あり、当該医療施設によりホームレスに対し、無料低額診療を適宜実施した。また、県保健福祉（環境）事務所、自立相談支援事務所にホームレスからの相談があった場合は、住居を確保しつつ、生活保護の適用等について説明し、適切な医療（医療扶助）が受けられるように努めている。なお、自立支援医療対象者については、医療費全体に対して、各医療保険負担分と患者の自己負担10%（所得区分に応じ、一月あたりの自己負担上限額が設定されている。）を除いた費用を公費で負担している。</p>
	<p>ウ 結核対策の効果的な推進</p> <p>ホームレスは、厳しい生活環境の中で結核を発病しやすい状況にあることから、必要に応じて保健福祉（環境）事務所、関係市町村、医療機関、関係団体等が連携を図り、医療機関への受診や相談・支援を行う。</p> <p>また、結核に罹患しているホームレスに対し、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問等による服薬対面指導等を実施する。</p> <p>【評価】 <input checked="" type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要</p> <p>【説明】 県保健福祉（環境）事務所、関係市町村、自立相談支援事務所にホームレスから相談があった場合には、生活保護の適用等について説明し、適切な医療（医療扶助）が受けられるように努めている。特に、ホームレス数が多い都市部において、適宜、両政令市及び中核市で結核検診が行われており、結核患者を早期発見した場合には、必要な医療につなげ、服薬指導を行うとしている。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>引き続き、生活保護の適用を行う等、保健福祉（環境）事務所及び関係福祉事務所と医療機関との連携の促進に努める。特に、認知症、依存症並びにうつ病などの精神疾患を有する（疑いを含む）ホームレスについては、医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を行う必要がある。</p> <p>また、結核患者を早期発見した場合には、必要な医療に繋げ、服薬指導等を行い結核のまん延を防止する。</p>

(3) 安定した居住の場所の確保

施策	(3) 安定した居住の場所の確保	具体的施策	担当課
		ア 民間賃貸住宅に関わる情報の提供及び個人・団体との協力促進	住宅計画課
		イ 県営住宅に係る中高年齢者のホームレスの単身入居・優先入居制度、NPO等への目的外使用承認の活用	県営住宅課
		ウ 連帯保証人の確保に関する方策の検討	保護・援護課 住宅計画課
		エ 住居確保に係る新たな支援方策の検討	保護・援護課 住宅計画課
施策の基本的な考え方 (課題)	<p>就業機会の確保または福祉施策の活用等により地域社会において日常生活を営むことが可能となったホームレスに対しては、個々の状況に応じ、安定した居住の場所を確保するための入居の支援等が必要である。</p> <p>また、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、困窮者支援法に基づく住居確保支援の充実を検討する必要がある。</p> <p>このため、県・市町村及び民間団体等が連携し、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を活用した施策を講ずることが重要である。</p>		
具体的施策及びその内容 (県の施策)	<p>ア 民間賃貸住宅に関わる情報の提供及び個人・団体との協力促進</p> <p>ホームレスに安定した居住の場所が確保されるには、ホームレスを支援する団体等への民間賃貸住宅情報の提供や、民間賃貸住宅の家主をはじめとした民間賃貸住宅に関わる団体等の理解が必要である。</p> <p>このため、インターネットにより賃貸住宅情報を提供するとともに、民間賃貸住宅に関わる個人・団体に対し、研修等の場において関係法の趣旨等の周知を図りながら、以下の事項について協力を依頼する。</p> <p>(ア) 自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスなどの住宅確保要配慮者が、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、自立支援センターをはじめとする福祉部局からの要請に対し、情報の提供を行うこと。</p> <p>(イ) ホームレスを含む住宅確保要配慮者に対し不当な入居拒否を行わないこと。また、その他不当な負担となることを賃貸の条件としないこと。</p> <p>【評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要</p>		

【説明】

住宅セーフティネット法に基づき、平成29年より住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット登録住宅）の登録制度を開始し、登録した住宅を、ホームページを活用し情報提供を行っている（H30年度6件→R4年度34,389件）。この制度の普及を図るため、宅建業者を対象とした研修会において制度の活用を要請している。また、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、平成25年に不動産関係団体、建設業団体、社会福祉協議会などで構成する福岡県居住支援協議会を立ち上げ毎年開催している。

イ 県営住宅に係る中高年齢者のホームレスの単身入居・優先入居制度、NPO等への目的外使用承認の活用

中高年齢者の単身者が多いホームレスの実態にかんがみ、自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情、住宅のストックの状況等を踏まえつつ、県営住宅の入居資格を満たす者については単身入居や優先入居制度の活用を図る。

また、ホームレス自立支援事業により就業した者の生活上の支援を行うNPO等に対しては、関係機関と連携の上、当該NPO等を通じてホームレスに安定した居住の場所を提供できるよう県営住宅の目的外使用承認の活用について検討する。

【評価】

成果があり継続して実施 工夫して継続実施 見直しが必要

【説明】

現在、ホームレスも含めた60歳以上の高齢者や障がい者、生活保護受給者等についての優先入居制度等を運用。今後、他都道府県の状況も参考としながら、更なるホームレス支援のあり方について検討していく。

ウ 連帯保証人の確保に関する方策の検討

ホームレスの大半は、家族・親族との連絡が途絶えているため、賃貸住宅の入居に必要な連帯保証人を確保することが困難である。このため、賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人の確保のため、具体的な方策を講じることができるよう、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人の活用など支援方策を検討していく。

【評価】

成果があり継続して実施 工夫して継続実施 見直しが必要

【説明】

県として連帯保証人の具体的な確保に係る方策を講じることは出来ていないが、県保健福祉（環境）事務所において、入居に際し保証人がいないホームレスの保証料について、生活保護制度に基づき認定している。また、県自立相談支援事務所において、ホームレスを含む生活困窮者への住宅確保に係る支援を実施している。

住宅確保要配慮者に対する家賃債務保証などの入居支援や見守りなどの生活支援を行うNPO法人等を居住支援法人として指定（R4年度累計41法人）し、ホームページを活用し情報提供を行っている。

エ 住居確保に係る新たな支援方策の検討

ホームレスのうち、住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は就労支援を受けることを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行う。また、路上（野宿）生活に至ることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努める。

居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守りや生活支援等が必要であることから、困窮者支援法に基づく事業（地域居住支援事業）や、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人による入居相談・援助や生活支援等による必要な支援、また、その広域実施を検討する。

【評価】

成果があり継続して実施 工夫して継続実施 見直しが必要

【説明】

県では、住居を喪失した者又は喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を実施している。

また、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供等により、安定した生活を営めるよう一時生活支援事業を実施している。

住宅確保要配慮者に対する入居支援や入居後の見守りなどの生活支援を行うNPO法人等を居住支援法人として指定（R4年度累計41法人）し、ホームページを活用し情報提供を行っている。

今後の課題	<p>セーフティネット住宅の登録数は順調に増加しているが、需要に対して供給が充分とは言えない状況のため、引き続き制度の普及啓発を行っていくことが必要である。</p> <p>また、大家が要配慮者の入居を敬遠する傾向が依然として残っており、居住支援法人についての普及啓発が進んでいないため、制度普及のための施策が必要である。</p> <p>ホームレスに安定した居住の場所を提供するため、県営住宅の目的外使用承認の活用が今後の課題である。</p> <p>住居を喪失した者又は喪失するおそれのある者に対しては、必要に応じて、住居確保給付金の支給や一時的住居の提供を支援していくとともに、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人等による入居相談・援助や生活支援等を活用しながら、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりが重要である。</p>
-------	--

(4) 就業活動の支援

施策	(4) 就業活動の支援	具体的施策	担当課
		ア 事業主等への情報提供等による協力・理解の促進	労働政策課
		イ 就業活動支援情報の提供のための関係機関との連携	労働政策課 新雇用開発課 保護・援護課
		ウ 職業能力訓練機会の提供	職業能力開発課
		エ 常用雇用による自立が困難な者への支援	保護・援護課
施策の基本的な考え方 (課題)	<p>ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自身の働く意欲に基づく主体的な就業活動への取り組みを基本として自立支援センターやNPO等による、年齢等の特性を踏まえたキャリアカウンセリングやきめ細かな支援活動を通じ、就業活動に役立つ情報が効果的にホームレスに提供されるよう関係機関との連携を図るとともに、事業主の理解促進に努める必要がある。</p> <p>また、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、困窮者支援法に基づく各種支援等を通じ、就業活動に役立つ情報が効果的に提供できるよう努める必要がある。</p>		
具体的施策及びその内容 (県の施策)	<p>ア 事業主等への情報提供等による協力・理解の促進</p> <p>ホームレスの雇用に際して、事業主が公正な採用を進められるよう啓発冊子「企業と人権」や県庁ホームページ等を活用し、事業主の理解の促進を図る。</p> <p>【評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要</p> <p>【説明】</p> <p>就職の機会均等を実現するため、採用選考は応募者の適性・能力のみを基準として行い、合理的な選考によって客観的に判断し採否を決めるよう、事業主の理解促進を図っている。</p>		
	<p>イ 就業活動支援情報の提供のための関係機関との連携</p> <p>ホームレスの就業活動に役立つ情報がホームレスに対して提供されることが重要であることから、県で実施する就職支援事業や国の有する求人情報等、就業活動の支援に役立つ情報が、ホームレスの就業ニーズを把握している自立支援センター、NPO等及び福祉事務所等に対して効果的に提</p>		

供されるよう関係機関との連携に努める。

また、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、年代別・対象別の就職支援センター等の就業活動に役立つ情報が効果的に提供されるよう、関係機関への情報提供や連携に努める。

【評価】

成果があり継続して実施 工夫して継続実施 見直しが必要

【説明】

各年代別・対象別の就職支援センター等（若者就職支援センター、中高年就職支援センター、若者サポートステーション、生涯現役チャレンジセンター、子育て女性就職支援センター）の取組に関し、市町村や福祉事務所、自立支援相談事務所等にリーフレットを配布することにより情報提供を実施。併せて、ホームページ等を通じた情報提供を行っている。

また、福祉事務所や自立相談支援事務所において、ハローワークと連携を図り、生活困窮者の就労支援に取り組んでいる。

あわせて、直ちに一般就労が難しい者については、就労訓練事業（中間的就労）や就労準備支援事業を実施している。

ウ 職業能力訓練機会の提供

求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、自立支援センター等において求職活動を行っているホームレスに対して、関係機関等と連携し、職業訓練機会の提供に努める。

【評価】

成果があり継続して実施 工夫して継続実施 見直しが必要

【説明】

都市部については市の自立支援センターを、それ以外は自立相談支援事務所を通じ、必要に応じて、ハローワークと連携したホームレスに対する職業訓練の情報提供を行っている。

職業訓練の例として、国が実施する日雇労働者等技能講習事業があるが、免許の取得など職業能力の向上につながった事例もあり、今後も、関係機関への情報提供に努め、こうした職業能力の向上に有効な訓練機会の提供を図っていく。

また、常用雇用が困難なホームレスについて、中間的就労、生活困窮者自立支援制度により実施する自立支援相談事業、就労準備支援事業と、関係機関で

	<p>実施される取組の連携について検討が必要。</p>
	<p>エ 常用雇用による自立が困難な者への支援</p> <p>直ちに常勤雇用による自立が困難なホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者に対しては、NPO等の民間団体及び事業関係部局等と連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要である。</p> <p>例えば、生活困窮者就労準備支援事業を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、一般就労の前に柔軟な働き方をする必要がある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う生活困窮者就労訓練事業の利用を促す。</p> <p>【評価】</p> <p>■ 成果があり継続して実施 □ 工夫して継続実施 □ 見直しが必要</p> <p>【説明】</p> <p>県では、就労に向けた準備が整っていない者に対し、生活困窮者就労準備支援事業を実施し、適正な生活習慣の形成から支援し、就労意欲を喚起し、円滑かつ効果的な就労支援を行うよう取り組んでいる。</p> <p>また、就労体験や就労訓練を受け入れる企業を開拓し、利用者の状態像に合わせた就労訓練等を行うよう取り組んでいる。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>各年代別・対象別の就職支援センター等は、潜在的な支援対象者に対し、いかに情報を届けるかが課題である。引き続き、効果的な周知広報を図っていく。</p> <p>ホームレスを含む生活困窮者が抱える実情に応じた就労支援を行うとともに、求職活動を行っているホームレスに対し、職業能力の向上に有効な職業訓練機会をより多く提供するため、ハローワーク等関係機関との連携を強化し、情報提供を行う。</p>

(5) 総合的な自立支援を図る場の確保

施策	(5) 総合的な自立支援を図る場の確保	具体的施策	担当課
		ア 救護施設、無料低額宿泊施設等の活用促進	保護・援護課
		イ 個々の状況に応じた支援と関係機関との連携	労働政策課 保護・援護課
		ウ 無料低額宿泊施設等に対する各種情報の提供	労働政策課 保護・援護課
		エ 無料低額宿泊施設等退所後のアフターケアの実施	保護・援護課
施策の基本的な考え方 (課題)	<p>就業活動や社会的諸手続において、居住地が条件となることが多く、また、路上(野宿)生活の長期化等により日常生活管理能力や金銭管理能力等に問題があり、直ちに居宅生活に移行することが困難な者も多い。</p> <p>このため、ホームレスを一定の期間入所させ、当面の住居を保障するとともに、生活訓練や職業相談等が実施できる施設が不可欠である。</p>		
具体的施策及びその内容 (県の施策)	<p>ア 救護施設、無料低額宿泊施設等の活用促進</p> <p>ホームレスの状況(日常生活管理能力・金銭管理能力等)からみて、直ちに居宅生活が困難な者については、救護施設及び無料低額宿泊施設の入所について検討する。この場合、就業の機会の確保、療養指導、家計管理等居宅生活へ円滑に移行出来るよう関係機関と連携し、支援していく。</p> <p>【評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要</p> <p>【説明】</p> <p>ホームレスをはじめ、直ちに居宅生活が困難な者については、救護施設、日常生活支援住居施設(※)及び無料低額宿泊所等への入所・入居の検討を行う。</p> <p>入所・入居した場合には、各施設において、県保健福祉(環境)事務所、自立支援相談支援事務所、職業安定機関等と連携を図り、個々の状況に応じた支援を行っている。</p> <p>(※)日常生活支援住居施設は、無料低額宿泊所のうち一定の条件を満たすことにより、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援を福祉事務所から委託される施設。</p>		

○県内の救護施設の設置状況は下記のとおり。

名称	定員	所管
仁風園	50人	福岡県
梅寿園	80人	〃
なのみ	60人	〃
第2優和園	50人	北九州市
ひびき園	100人	〃
愛の家	100人	〃
野の花	50人	福岡市

○県内の日常生活支援住居施設の設置状況は下記のとおり。

名称	定員	所管
クリアハウス	20名	福岡県
心の駅行橋	15名	〃
モデナ八女の里	9名	〃
抱樸館北九州	30名	北九州市
キートス幸神（さいのかみ）	23名	〃
サポートハウス小倉	21名	〃
ブラザ抱樸	20名	〃
抱樸館福岡	30名	福岡市

○県内の無料低額宿泊所の設置状況は下記のとおり。

名称	定員	所管
翔きの里	34名	福岡県
クリアハウス	20名	〃
心の駅行橋	15名	〃
ちくし低額宿泊所	7名	〃
モデナ八女の里	9名	〃
抱樸館北九州	30名	北九州市
キートス幸神（さいのかみ）	23名	〃
サポートハウス小倉	21名	〃
ブラザ抱樸	20名	〃
抱樸館福岡	69名	福岡市

※定員には日常生活支援住居施設として認定を受けた定員を含む

イ 個々の状況に応じた支援と関係機関との連携

無料低額宿泊施設等においては、ホームレスの個々の状況に応じた生活相談・指導を行い、職業安定機関等との連携による職業相談を実施するなど、計画的な自立支援が実施されるよう促す。

【評価】

成果があり継続して実施 工夫して継続実施 見直しが必要

【説明】

救護施設においては、各入所者の生活の状況等を考慮し、就労支援、生活支援、作業訓練、アルコールプログラム等、個々の状況に応じた支援を実施している。

日常生活支援住居施設においては、各入所者の生活課題に関する相談・指導や個別支援計画に基づく日常生活上の支援を行い、個々の状況に応じた支援が行われるよう、関係機関との連携を図っている。

無料低額宿泊所においては、各入居者の心身の状況を把握し、個々の状況に応じた支援が行われるよう、関係機関との連携を図っている。

ウ 無料低額宿泊施設等に対する各種情報の提供

関係機関等と連携し、無料低額宿泊施設等に対して自立の支援に有効な各種情報の収集・提供に努める。

【評価】

成果があり継続して実施 工夫して継続実施 見直しが必要

【説明】

各年代別・対象別の就職支援センター等（若者就職支援センター、中高年就職支援センター、若者サポートステーション、生涯現役チャレンジセンター、子育て女性就職支援センター）の取組に関し、市町村や福祉事務所、自立支援相談事務所等にリーフレットを配布することにより情報提供を実施。併せて、ホームページ等を通じた情報提供を行っている。

エ 無料低額宿泊施設等退所後のアフターケアの実施

無料低額宿泊施設等を退所し、居宅生活に移行した者については、当該退所者等が再びホームレスとなることを防止するため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮した支援が実施されるよう民間団体等との連携に努める。また、退所後、住居確保やその後の生活に困難を抱えることとなるおそれがある者に対する支援について、住居確保に係る新た

	<p>な支援方策の中で、併せて検討する。</p> <p>【評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要</p> <p>【説明】</p> <p>退去の際に施設から所管の福祉事務所に連絡を受け、引き続き生活保護を受給する場合には福祉事務所において支援を行い、それ以外の者については、対象者からの相談があった場合、自立支援相談事務所において対応を行っている。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>日常生活支援住居施設については、令和2年度に創設されて間もない施設であり、その役割や機能も含めて、現場の関係者が十分に理解できていない面もあることから、引き続き、その普及啓発に努めるとともに、活用の促進を促していく必要がある。</p> <p>居宅生活に移行したホームレスで、生活保護に至らない者について、施設退所後の支援を適切に行うためには、「(3) 安定した居住の場所の確保」と同様に、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人等による生活支援等を活用しながら、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりが重要である。</p> <p>また、救護施設、日常生活支援住居施設及び無料低額宿泊所等に対する各種情報提供の強化に努める。</p>

(6) 生活保護法による保護の実施等

施策	(6) 生活保護法による保護の実施等	具体的施策	担当課
		ア 生活保護の実施	保護・援護課
		イ 子どもを抱えた女性や家族、若年層のホームレスへの対応	男女共同参画推進課 こども福祉課 保護・援護課
施策の基本的な考え方 (課題)	<p>ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けることとしてはならない。こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、当該ホームレスが抱える問題・状況を把握したうえで、必要な保護を実施する。</p> <p>この際、福祉事務所においては、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた保護を実施する必要がある。</p>		
具体的施策及びその内容 (県の施策)	<p>ア 生活保護の実施</p> <p>ホームレスの抱える問題・状況（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分把握したうえで、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。</p> <p>なお、ホームレスの抱える問題・状況の把握に当たっては、社会福祉士会、民生委員・児童委員協議会、NPO等との連携に努める。</p> <p>ホームレスの状況からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、救護施設や無料低額宿泊施設及び入院先の医療機関等において保護を行う。この場合、関係機関等と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を確保し、慢性疾患の継続治療、就業機会の確保、療養指導、金銭管理等の必要な支援を行う。</p> <p>居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関等と連携して再びホームレスとなることを防止し、居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて就業活動の支援等を行う。</p> <p>【評価】</p> <p>■ 成果があり継続して実施 □ 工夫して継続実施 □ 見直しが必要</p> <p>【説明】</p> <p>ホームレスに対し、救急搬送に伴う医療扶助の適応、施設への入所措置及び</p>		

	<p>居住地確保までの保護の適用等、適宜必要な保護を実施した。また、町村部において実施していた生活困窮者自立支援制度による一時生活支援制度の対象について、令和2年度より「住居を失った、又は失うおそれのある子ども及びその保護者」から「住居を失った、又は失うおそれのある者」と変更することで、ホームレスの事業活用が増加。居住地確保するまでの一時的な住居を確保できるようになり、保護の申請や居住地確保等の支援を円滑に行うことができた。</p> <p>イ 子どもを抱えた女性や家族、若年層のホームレスへの対応</p> <p>女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、子どもや若年層のホームレスに対しては、ホームレス生活が長期化することのないよう早期の対応を図る。その際、必要に応じて女性相談所及び児童相談所などの関係機関との十分な連携を図る。</p> <p>また、若年層のホームレスについては、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO等及び当該事業の関係部局と連携しながら、就労訓練事業の場の確保に努める。</p> <p>【評価】</p> <p>■ 成果があり継続して実施 □ 工夫して継続実施 □ 見直しが必要</p> <p>【説明】</p> <p>様々な事情で生活困難を抱え行き場を失った女性に対し、福祉事務所の婦人相談員を通じて、福岡県女性相談所において、本人の意思に基づき一時保護を行い、その後、必要に応じて、自立のための就労や生活に関する支援を行った。</p> <p>また、子どもを抱えた女性や家族、若年層のホームレスへの対応については、家庭や関係機関（市町村、県保健福祉（環境）事務所など）から相談があった場合、生活保護が開始されるまでの間、一時的に子どものみを一時保護するなどの支援を行っている。さらに、町村に在住する住居を失った子育て世帯を対象に、生活困窮者自立支援制度による一時生活支援制度を活用し、一時的住居を提供する事業を平成30年度から実施している。</p> <p>一般就労が難しい者に対しては、生活困窮者自立支援制度により実施する自立支援相談事業や就労準備支援事業と関係機関で実施される取組を連携させるなど、自立した生活に向けた取組を実施している。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>今後もホームレスに対して、適切な保護を実施していくよう努めるとともに、女性ホームレスについては、引き続き、必要に応じ福岡県女性相談所等との連携を図るとともに、一時的住居提供事業について、県内の未実施市に対し共同実施を含めた実施について働きかけていく。</p>

(7) ホームレス問題への理解促進と人権尊重への取組

施策	(7) ホームレス問題への理解促進と人権尊重への取組	具体的施策	担当課
		ア 地域住民への啓発広報活動等の推進	人権・同和対策局調整課
		イ 関係機関の職員への研修の実施	保護・援護課
		ウ ホームレスへの暴力・嫌がらせ等への適切な対応	道路維持課 河川管理課 公園街路課 警察本部 保護・援護課
		エ 救護施設、無料低額宿泊施設等における人権尊重への取組	保護・援護課
施策の基本的な考え方 (課題)	<p>ホームレス問題を解決するためには、ホームレスを地域社会とのつながりの中で支えていくことが必要であり、地域住民に対し、ホームレスの実態や要因・背景等について情報を提供し、ホームレスに対する偏見や差別の解消に努める必要がある。</p> <p>このため、関係者だけでなく広く地域住民等に対して啓発していくとともに、ホームレスの自立支援の施策の内容や施策の実施結果等についても情報提供を行い、理解と協力を得ていくことが重要である。</p>		
具体的施策及びその内容 (県の施策)	<p>ア 地域住民への啓発広報活動等の推進</p> <p>県のホームページ等各種媒体により施策の内容や施策の実施結果等についての情報の提供や啓発広報活動等を行い、理解と協力を促進する。</p> <p>【評価】</p> <p>■ 成果があり継続して実施 □ 工夫して継続実施 □ 見直しが必要</p> <p>【説明】</p> <p>ホームレスの人権を含む「人権問題に関する県民意識調査」を令和3年に実施し、その調査結果を県のホームページに掲載している。</p> <p>また、大学生等を対象とした「若者人権講座」のテキストにホームレスの人権に関する資料を掲載することで、若年層に対する啓発を実施している。</p> <p>さらに、平成30年3月に改定した「福岡県人権教育・啓発基本指針」において、ホームレスの人権について、現状と課題や施策の基本方向について記載し、県民啓発に努めた。</p>		

	<p>イ 関係機関の職員への研修の実施</p> <p>関係機関の職員を対象とした研修や会議等において、施策の内容や施策の実施結果等について情報の提供等を行う。</p> <p>【評価】</p> <p>■ 成果があり継続して実施 □ 工夫して継続実施 □ 見直しが必要</p> <p>【説明】</p> <p>ホームレスの人権を含む様々な人権問題に関する相談に的確に対応できるよう市町村や県の機関で人権相談に従事する職員や民生委員、児童委員等を対象とした研修を実施している。</p> <p>また、民生委員児童委員研修会において、本県職員によりホームレス問題を含む生活困窮者自立支援制度についての研修を実施している。</p>
	<p>ウ ホームレスへの暴力・嫌がらせ等への適切な対応</p> <p>県民からの通報、NPO等による相談事業、施設管理者による巡視において、ホームレス以外の人からの暴力や嫌がらせ等の人権侵害事案を認知した場合には、当該事案に即した適切な解決が図られるよう関係機関相互の連携を促進する。</p> <p>【評価】</p> <p>□ 成果があり継続して実施 ■ 工夫して継続実施 □ 見直しが必要</p> <p>【説明】</p> <p>ホームレスへの暴力・嫌がらせ等に係る連絡や相談事例があった場合は、各関係機関と連携し適切な対処に努めていく。</p> <p>また、警察本部においては、ホームレスへの暴力・嫌がらせ等に関する通報、相談等を受理した際は、現場臨場の上、事件化を図るなど適切に対応している。</p>
	<p>エ 救護施設、無料低額宿泊施設等における人権尊重への取組</p> <p>救護施設、無料低額宿泊施設等においては、入居者の人権と尊厳の確保に十分配慮するとともに自己決定権が尊重されるよう努める。</p> <p>【評価】</p> <p>■ 成果があり継続して実施 □ 工夫して継続実施 □ 見直しが必要</p> <p>【説明】</p> <p>県所管の救護施設においては、福岡県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例第3条に基づき、職員による適切な処遇を図るよう努めるとともに、</p>

	<p>当該施設への監査の際には、適切に入所者への処遇がなされているかについて確認及び指導を実施している。</p> <p>県所管の日常生活支援住居施設においては、法令に基づき、入所者の意思及び人格を尊重して、常に当該入所者の立場に立って支援を行うこととし、当該施設への指導検査の際には、適切に入所者への処遇がなされているかについて確認及び指導を実施している。</p> <p>県所管の無料低額宿泊所においては、福岡県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例第3条に基づき、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めることとし、当該施設への指導検査の際には、適切に入居者への処遇がなされているかについて確認及び指導を実施している。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>地域住民への理解と協力を促進するために、引き続き県のホームページ等各種媒体を通じた啓発を行うとともに、ホームレスの人権を含む様々な人権問題に関する相談に的確に対応できるよう、引き続き市町村や県の機関で人権相談に従事する職員や民生委員、児童委員等を対象とした研修の実施が必要である。</p> <p>ホームレスへの暴力・嫌がらせ等への適切な対応については、指定管理者や施設管理者による巡視や、NPO等による相談事業により、一定の抑止効果はあったと思われる。今後も継続して行い、ホームレスへの暴力・嫌がらせ等の発生を未然に防ぐよう努め、ホームレス問題への理解促進と人権尊重への取組につなげていく。</p>

(8) 地域における生活環境の確保

施策	(8)地域における生活環境の確保	具体的施策	担当課
		ア 公共施設の適正な活用の推進	道路維持課 河川管理課 公園街路課 保護・援護課
		イ 地域における不安の除去と事件・事故の防止	警察本部 保護・援護課
施策の基本的な考え方 (課題)	<p>都市公園、河川及び道路その他の公共の用に供する施設をホームレスが起居の場所とすることにより、その適正な利用が妨げられるなど地域の生活環境の悪化が認められるときには、ホームレスの人権に配慮しながら、地域の生活環境の適正化を図る必要がある。</p> <p>また、ホームレスが存在する地域においては、地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るため、ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力を得つつ、地域安全活動、指導・取締り及び洪水など災害時の被害防止等を実施していく必要がある。</p>		
具体的施策及びその内容 (県の施策)	<p>ア 公共施設の適正な活用の推進</p> <p>ホームレスが起居の場所とすることにより都市公園、河川及び道路その他の公共の用に供する施設の適正な利用が妨げられているときには、当該施設を管理する者と福祉部局等が連絡調整のうえ、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、当該施設の適正な利用を確保するために、施設内の巡視、施設を占拠する者に対する物件の撤去指導等を適宜行う。必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置を行う。</p> <p>また、河川増水などの災害時においては、福祉部局と連絡調整し、配慮して対応する。</p> <p>【評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要</p> <p>【説明】</p> <p>県所管の道路に関しては該当する事例なし。県所管の河川に関しては、面談による退去指導を行っており、その際には、支援団体等と連携している。</p> <p>また、県所管の公園内で起居しているホームレスに対しては、関係自治体やNPOの協力を得て自立支援策の紹介を行っている。</p>		

	<p>県の福祉部局への災害時の該当事例に係る連絡、相談等はなし。連絡・相談等があった場合は、各関係機関と連携し適切な対処に努めていく。</p> <p>イ 地域における不安の除去と事件・事故の防止</p> <p>地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等事件・事故の防止活動を推進するため、警察とホームレス担当部局等の各担当窓口を明確にし、迅速な対応ができるよう連携強化に努める。</p> <p>【評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 成果があり継続して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 工夫して継続実施 <input type="checkbox"/> 見直しが必要</p> <p>【説明】</p> <p>各種警察活動において、対応を必要とするホームレスを認知した場合は、法令に基づく保護など、ホームレス自身の安全を確保した上で、自治体等関係機関に引き継ぐなど適切な措置を講じている。</p> <p>ホームレスに対する事件・事故の防止活動の推進については、県関係機関及び県警本部の19機関で構成する「福岡県ホームレス自立支援実施計画推進会議」において、各機関との連携を継続して図っている。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>集中豪雨等による洪水時には、治水面やホームレスの安全確保の面で危険性があるため、今後も施設管理者による巡視や、退去指導等を行い、問題解決に努めていく。</p> <p>地域における不安の除去と事件・事故の防止については、休日、夜間等における、自治体等関係する機関・団体等の連絡窓口を明確にしておくことが必要である。</p>

(9) 民間団体等との連携の強化

施策	(9)民間団体等との連携の強化	具体的施策	担当課
		ア 行政と民間団体等との連携の強化	保護・援護課
		イ 民間団体等への各種情報の提供	社会活動推進課 保護・援護課
		ウ 民間団体等との連携・協働	保護・援護課
施策の基本的な考え方 (課題)	<p>ホームレスの自立を支援するためには、県内のNPO等、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会及び社会福祉士会等との以下のような連携・協力が不可欠である。特に県内のNPO等には、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、個々の事情に対応したきめ細かな自立の支援活動を行う等重要な役割を果たしている団体もあることから、当該NPO等から自立支援活動に係るノウハウ等の提供を受け、その共有化を図るとともに具体的支援策のあり方等の検討を行っていく必要がある。</p>		
具体的施策及びその内容 (県の施策)	<p>ア 行政と民間団体等との連携の強化</p> <p>関係機関、NPO等、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会及び社会福祉士会等で構成する「福岡県ホームレス自立支援推進協議会」において、ホームレスに関する各種の問題点等について議論するとともに、具体的な対応策を企画・立案する等により、本計画の推進を図る。</p> <p>【評価】</p> <p>■ 成果があり継続して実施 □ 工夫して継続実施 □ 見直しが必要</p> <p>【説明】</p> <p>「福岡県ホームレス自立支援推進協議会（関係機関・団体24者で構成）」において、福岡県ホームレス自立支援実施計画（第4次）の推進状況、自立支援施策の検討及び情報交換等を行い、継続して連携強化に努めている。</p>		
	<p>イ 民間団体等への各種情報の提供</p> <p>民間団体等に対して、本計画や各種取り組みについて県ホームページ等各種媒体を通じて情報提供を行うほか、特にNPO等に対して各種支援情報の提供、各種助成制度利用等に係る手続きへの支援などを行う。</p> <p>【評価】</p> <p>■ 成果があり継続して実施 □ 工夫して継続実施 □ 見直しが必要</p>		

	<p>【説明】</p> <p>福岡県ホームレス自立支援実施計画（第4次）を関係団体に配布、ホームページに掲載するとともに、NPO等に対し、コラボステーション福岡（相談窓口、掲示板）、ホームページ及びメールマガジンの媒体を通しボランティア情報や助成金情報を提供している。</p> <p>また、国からのホームレスに係る情報等を得た場合は、福岡県ホームレス自立支援推進協議会構成員のNPO団体等に情報提供した。今後も適宜情報提供に努める。</p> <p>ウ 民間団体等との連携・協働</p> <p>ホームレスの自立を支援するための県が行う施策については、地域の実情に応じ、その必要性及び民間団体等への運営委託等に係る連携・協働について検討する。</p> <p>【評価】</p> <p>■ 成果があり継続して実施 □ 工夫して継続実施 □ 見直しが必要</p> <p>【説明】</p> <p>ホームレスを含む生活困窮者への支援について、専門性を有する民間団体に委託して自立相談支援事業等を実施し、関係する相談・支援機関との連携を図り、生活困窮者が抱える多様な課題への対応を行っている。</p>
今後の課題	引き続き、各関係機関との連携に努めるとともに、各種情報についても適宜提供していく。

(10) ホームレスとなることを防止する取組

施策	(10) ホームレスとなることを防止する取組	具体的施策	担当課
		ア ホームレスとなるおそれのある者への対応	保護・援護課
		イ 体系的なキャリア教育の推進	保護・援護課
施策の基本的な考え方 (課題)	<p>近年、単身世帯の増加や家族形態の変化を含めた社会変容に伴い、失業や病気など、生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至る危険性をはらんでいる状態にある者の存在が指摘されている。</p> <p>ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした社会変容に伴う社会的孤立や自尊感情の低下、健康意識の希薄さ等の要因から路上(野宿)生活に至る点は、共通の課題として捉える必要がある。</p> <p>このようなホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上(野宿)生活を脱却したホームレスが再度路上(野宿)生活に至ることを防止するとともに、新たなホームレスとならない取り組みに努める必要がある。</p>		
具体的施策及びその内容 (県の施策)	<p>ア ホームレスとなるおそれのある者への対応</p> <p>ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には、現に失業状態にある者や日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される。これらの者に対しては、ホームレスに対する支援と同様に生活歴・人物像を把握し、性格・特性の理解に努め、それに応じた丁寧な相談の上、関係機関が相互の連携のもとに就労情報の提供や相談活動を実施し、具体的な相談内容に応じて福祉事務所及び関係機関等への橋渡しを行うなど、路上(野宿)生活に至ることのないように配慮する。</p> <p>【評価】</p> <p>■ 成果があり継続して実施 □ 工夫して継続実施 □ 見直しが必要</p> <p>【説明】</p> <p>一時生活支援事業により居住場所を確保するとともに、自立相談支援事業において、不安定な就労・居住環境にある生活困窮者に対する包括的な相談支援を実施している。</p> <p>また、自立相談支援事務所を中心に、福祉事務所をはじめとする関係機関との連携に努めている。</p>		

	<p>イ 体系的なキャリア教育の推進</p> <p>若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上（野宿）生活に至る者も少なからずいる。勤労の意義を十分に理解していないこと、キャリア形成に対する意識が低いことなど、様々な要因によりこのような状況に至っていると考えられる。学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、体系的なキャリア教育の推進することが必要である。そのため、教育部局における取組等と連携し、困窮者支援法に基づく事業など福祉的事業の活用も検討していく。</p> <p>【評価】</p> <p>■ 成果があり継続して実施 □ 工夫して継続実施 □ 見直しが必要</p> <p>【説明】</p> <p>小中高の各段階や特別支援学校において、地元の企業・経済団体と連携した教育を通じて、子どもの発達段階に応じた勤労観・職業観を育み、自立した生き方を考えさせるためのキャリア教育を推進している。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業の店舗に寝泊まりする者だけでなく、知人・友人等の住居を転々とする者などホームレスになるおそれのある者に対して、相談体制や支援体制を構築し、それらの情報が広く周知されるとともに、きめ細かな支援を実施する必要がある。</p> <p>また、学校現場と連携し、福祉の側面からの支援を検討する必要がある。</p>